

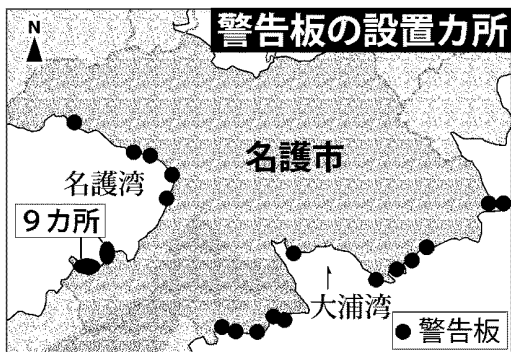
海の幸 住民の権利は？

【名護】「漁業者以外はサザエ、シヤコ貝、タコ、ウニ、ナマコ、モズクなどを採取してはいけません」。名護漁業協同組合が市の海岸に設置した警告板が物議を醸している。6月の名護市議会では「地域の行事や慣習としてもダメなのか」と市議から批判が相次いだ。監督する立場の県は看板の一部に誤解を招く表記があったとして修正を検討している。

(北部報道部・城間陽介)

名護漁協の設置看板 波紋

看板は名護漁協が市の補助金を得て5年ほど前から設置。名護市内の西海岸14カ所、東海岸12カ所の計26カ所にある。内容は漁業者以外の特定の水産物の採取禁止、潜水器具やかご網、刺し網、水中銃といった漁具の使用禁止を通告するもの。漁業法や県漁業調整規則に基づく。末尾には「罰金20



0万円または3年以下の懲役」と赤字で強調している。

設置理由について漁協は「横行する密漁防止と、地元住民とのトラブル回避のための周知策」と説明する。

実際、名護海上保安署によると、地元以外の方がレジャー目的で北部海岸を訪れ、違法対象の水産物を探っているケースや高価なイセエビなど悪質な密漁目的もあるという。過去には地元住民が通報されたこともある。海保担当者は「基本的に親告罪。違法行為があったことを漁協に伝え、告訴すれば摘発する」と話す。

取り締まり強化

取り締まり強化は、水産資源の減少とも関係している。漁協関係者は「20年前に比べ、漁獲は3〜4割減っている。20〜30年後を考



えることやむを得ない。採るのであれば許可された範囲でやってほしい」と話す。市によると、アサリやハマグリなど潮干狩り程度の採取は範囲内だ。

一方で、地元住民は納得していない。「昔はよく海に出ていろいろ採ったけれど、今は捕まるのが



名護漁協が設置した警告板
=20日、名護市瀬瀨

「地元配慮」県が修正検討

怖い」。市安部区の70代女性はここ数年、海に出ていない。2〜3年前に近隣住民が摘発された。採って商売しているわけでもないのになぜダメなのか」と漏らす。市嘉陽の女性(70)は、4〜5年前に漁師ではない夫がスクガラスを採っていたところ海保に摘発された。「海産物の採取は生活の一部。近くにスーパーもない。ダメと分かっているのに食べるために採る」と話した。

両女性とも違法対象となる水産物が何なのか、詳しくは分からないと答えた。

入会漁業権 由来

そもそも漁業法の立法趣旨は何か。明治学院大学の熊本一規教授(漁業法)は「漁業権は漁村集落の持つ入会漁業権に由来する権利」といい、本来であれば「入会集団である地元漁師、住民も組合員同等の権利が保証されるべきだ」と指摘する。

看板については「入会集団の範囲は漁村集落の慣習規範によって決まるため、漁協は判断できず、漁協に属さない地元漁師、住民が採れないとするのは誤り」と批判する。

県水産課は「組合員でない漁業者をどこまで認めるかは難しい問題だが、地元を配慮しながら調整していきたい」と回答。看板に関しては「誰に警告を發した看板なのか、漁協と協議しながら表示を適切なものにした」とした。